

東京運輸支局

種別 市町村 過疎地 (福祉)

自家用有償旅客運送輸送実績報告書(令和2年度)

あて

住 所 東京都杉並区阿佐谷南2-22-17
 運送者名 特定非営利活動法人 杉並移送サービス
 代表者名 若宮 恒徳
 電話番号 03-6794-7000

概況(令和3年3月31日現在)

	管轄区域内		全 国
	杉並区		
自家用有償旅客運送自動車数	寝台車(両)	()	()
	車いす車(両)	10 (6)	()
	兼用車(両)	()	()
	回転シート車(両)	()	()
	セダン等(両)	15 (2)	()
	バス(両)		
	計(両)	25(8)	()
路線(キロメートル)又は運送の区域	杉並区		
運送する旅客の範囲及び数	224名		

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで） イ:55 ロ:124 ハ:45 ニ:0

	管轄区域内		全 国
	杉並区		
走行キロ(キロメートル)	54,974km		
輸送人員(人)又は運送回数(回)	10,376回		
運送収入(千円)	9,686千円		

事故件数（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管轄区域内		全 国
	杉並区		
交通事故件数	0		
重大事故件数	0		
死者数	0		
負傷者数	0		

備考 1 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。

2 管轄区域の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごとに、当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内の過疎地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること

3 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における過疎地有償運送又は福祉有償運送について記載すること

4 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること

5 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75)第49第3号イからニまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること

6 輸送人員又は運送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあつては輸送人員を、過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う場合にあつては運送回数を記載すること

7 交通事故とは、道路交通法(昭和35法律第10号)第72第1項の交通事故をいう。

8 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26運輸省令第10号)第2条の事故をいう。